

広島県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
開ノ内皮膚科	呉市阿賀中央三丁目二番二二号	平成二十二年三月三十一日
中光整形外科リハビリクリニック	呉市川尻町西五丁目一番二〇号	平成二十二年三月三十一日
医療法人社団 清流会 八幡クリニック	廿日市市串戸四丁目一三番一四号	平成二十二年三月三十一日
安芸高田市北生診療所	安芸高田市美土里町生田二九六八番地	平成二十二年四月一日
平岡歯科医院	呉市本通一丁目二番一〇号	平成二十二年三月三十一日
北広島町雄鹿原診療所	山県郡北広島町荒神原二〇〇番地	平成二十二年三月三十一日
ジャスコ広島府中店薬局	安芸郡府中町大須二丁目一番一号	平成二十二年四月三十一日